

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給月額の改定

特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定する。（第三条、附則第二項、別表第一～別表第三関係）

（引き続き、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、支給しない。）

2 諸手当の改定

（1）期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

（2）期末手当について、支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

（3）常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定する。（第四条関係）

3 転居手当の新設

秘書官に転居手当を支給する。（第二条、第七条の三関係）

第2 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正
政府委員の俸給月額を改定する。（第六条関係）

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1の2の（2）及び3は令和九年四月一日から施行し、第1の1並びに2の（1）及び（3）並びに第2は令和八年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

